

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正欄前に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） （第三百四十九条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書と並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書とする。）</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） （第三百四十九条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。）</p> <p>一 府令第七十九条第二項に規定する自己資本規制比率の届出</p> <p>二 府令第八十二条第一項又は第二百四十六条の三第一項に規定する事業報告書</p> <p>三 府令第八十八条第二号に掲げる業務又は財産の状況に関する報告書</p> <p>四 府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書</p> <p>五 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三</p>

<p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>十二号）附則第三条第一項に規定する書面</p> <p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 前条第四号及び第五号に掲げる書類 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等（府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。）に提出する方法</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	